

令和4年度

第26回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和4年8月10日（水曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（17名）

1 番	湯川 徳弘	1 2 番	大河内 壽一
2 番	辻本 傑	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
1 0 番	中村 弘	1 9 番	岩橋 章博
1 1 番	廣井 伸多		

出席職員

農業委員会事務局

局 長	奥谷 知彦
副 課 長	藤田 誠一
班 長	中居 一樹
企 画 員	西森 和子
副 主 査	殿元 輝之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第26回農業委員会総会を開催いたします。

報告事項につきましては、議案書14ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。

それでは、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） それでは、ただいまより、第26回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る7月28日、山本委員、古川委員、土橋委員、大河内委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、笠野委員、吉中委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中尾委員、坂東委員にお願いします。それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が3件ありました。対象農地の面積は、田のみで7,459㎡で

す。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願ひします。なお、対象農地については、10ページの議案第5号農用地利用集積計画No.2、13ページのNo.10、No.11で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が8件ございました。

No.1 昭和7年頃から宅地の一部として利用している。

No.2 平成10年頃から道路として利用している。

No.3 昭和56年頃から宅地として利用している。

No.4 平成6年頃から道路として利用している。

No.5 平成14年頃から駐車場として利用している。

No.6 平成14年頃から山林となっている。

No.7 昭和49年頃から倉庫として利用している。

No.8 平成元年頃から倉庫として利用している。

これらは、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であり、（7）から（9）の条件を満たしていると思われま

以上です。

◆会長（谷河 績）議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で10件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われれます。

また、No.2については、現在、小作権を有するものが耕作地を取得します。

No.3については、譲渡人が有する持ち分のうち2分の1を譲受人に移転します。なお、孫への贈与となります。

No.6については、新規就農となりますので、現地調査及び事情聴取をおこなっておりますので担当委員から報告があります。

No.8及びNo.9については、当事者各々が所有する農地について、農業しやすいようにするための交換移転です。

No.10については、報告事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績）No.6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますの

で古川委員さん報告願います。

◆6番（古川 祐典）議案第3号 農地法第3条の許可申請No.6の新規就農について報告します。7月28日（木）に、大河内委員と私及び事務局で、現地調査と事情聴取を行いました。申請者は・・・で、市内にて・・・を営んでおり、今回申請に至った経緯は、仕事関係で知り合いであった譲渡人が、高齢で耕作できないとの話があり、自身も地元の役に立ちたい、地元で貢献したいとの思いで申請に至ったことです。農業経験はありませんが、栽培予定であるタケノコを地元で生産している方を紹介いただき、その方に現在、栽培に必要な技術や情報を習得し、また地元の農業者が集まるNPO法人の会合にも参加し、情報収集もしており耕作に対し意欲的な姿勢が感じられました。

申請地は譲渡人が高齢のため数年間は、手入れが行き届いていない竹林であるため、整備が必要な状況となっています。これについては、まず、軽車両が通行できるように進入路を自身所有の重機を使って整備し、次にタケノコ栽培に適した園地になるように、委員の助言もあり間伐等を行う計画とするとの事です。

労力は、申請者の他、・・・にも応援してもらおうとのこと、また、当面の作業に必要な農機具も揃っているとのことです。

将来は、タケノコの販売をはじめ地元農業に協力していきたいとの意欲もございました。

これらのことから判断して、特段、問題はないものと思われれます。

皆様方の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます

た。議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ手狭になってきたことから、実家及び耕作地に近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定です。

No.2 申請地は小倉地区・・・、県立和歌山高等学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張であり、不許可の例外に該当します。申請人は・・・を営む法人で、申請地・・・で・・・を営んでいます。施設で働く従業員、施設利用者とその家族、施設関係者等、駐車スペースが常に不足している状態であるため、当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

なお、令和4年2月14日付で農用地区

域を除外しております。

No.3 申請地は名草地区・・・、名草小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在賃貸住宅に居住していますが、両親が高齢になり、農業を継承したいという思いから、実家及び耕作地に近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。令和4年7月8日付で農用地区域を除外しております。

No.4 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地周辺で・・・を営んでいます。施設で働く従業員、施設利用者とその家族、施設関係者等、駐車スペースが不足している状態であるため、当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No.5 申請地は、川永地区・・・イズミヤ紀伊川辺店から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します

申請人は現在賃貸住宅に居住していますが、将来を見据えて、今のうちから農業を継承していきたいという思いから、実家及び耕作地に近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で、令和4年7

月8日付で農用地区域を除外しております。
No.6 申請地は岡崎地区・・・、和歌山東高等学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。当該申請地が和歌山 IC に近くて交通の便が良く、周囲に教育施設もあることから、住宅用地として適地であるため、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No.7 申請地は山口地区・・・、霊現寺から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は大阪市で・・・を営む法人で、申請地を太陽光発電施設として利用するため転用申請するものです。

なお、岩出市の農地との一体での転用申請であり、地図上の網掛け部分が岩出市の農地であります。また、岩出市側でも特に申請内容に問題ないことを確認しております。

No.8 申請地は、和佐地区・・・、紀伊風土記の丘カースクールから・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。

生活や営農の面で、両親に協力したいという思いから、実家及び耕作地に近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中で、使用貸借権の設定です。また、令和4年7月8日付で農用地区域を除外しております。

No.9 申請地は、山口地区・・・、山口小

学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在賃貸住宅に居住していますが、両親が高齢になり、今のうちから農業を継承していきたいという思いから、実家及び耕作地に近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定です。

No.10 申請地は、西和佐地区・・・、田井ノ瀬駅から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。当該申請地を周辺の住民や生活支援センター等へ駐車スペースを提供する露天貸駐車場、周辺の土木業者へ重機、トラック、土木資材等の資材置場スペースを提供する露天貸資材置場へ転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。なお、No.4と6については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。以上です。

No.4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆4番（山本 茂樹）議案第4号No.4について説明します。7月28日（木）土橋委員と事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請者及び申請地は、議案書の通りです。申請地は紀伊コスモス支援学校の・・・すぐ近くに有り、申請者が既に運営する・・・すぐ近くに有ります。

申請の目的は、農地の露天駐車場への転用と同時に所有権の移転です。

申請理由は申請者が運営する施設の従業員・・・、施設利用者の家族用及び搬入業者用の慢性的な駐車場不足を解消するためです。これで27台分の駐車スペースが出来る予定です。

露天駐車場への工事は2筆の土地の高低の高い方の土地の土を低い方の土地へ移し、ならして高低差を無くし、砕石を敷いて仕上げるとのことです。

雨水は東側に溝をつけて北側の水路へ排水する予定です。排水については藤崎井土地改良区と・・・に排水の同意を得ております。また隣接農地の同意も得ており、特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重な審議をお願いします。以上です。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。引き続きNo. 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので土橋委員さん報告願います。

◆7番（土橋 ひさ）議案4号 農地法第5条の許可申請No. 6について説明します。当申請について7月28日山本委員、事務局とともに現地調査並びに事情聴取を行いました。申請者及び申請地は議案書のとおりです。転用目的は分譲住宅10戸、転用実行者は・・・です。

転用に至った理由ですが、譲渡人は営農の縮小を考えていました。申請地は交通の便が良く、幼稚園、スーパーもあり生活してゆくのには便利な場所で譲り受けました。隣接農地は無く、転用による周辺農地への著しい影響は無いと思われます。

汚水・雑排水は敷地内浄化槽で処理し、南側既設水路へ放流、雨水についても敷地

内で集水後、同様の南側既設水路へ放流、紀の川左岸土地改良区の意見書が添付されています。資金計画は・・・、完成予定日は許可日から1ヶ年以内です。

申請地に入る道路にかけた用水路の橋の補強について集落の人達からの要望があり、何回も話し合いを重ね、・・・が橋の補強をすることになったと聞いています。以上のことから特に問題はないものと思われませんが、皆様方の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が11件ございました。賃借権が1件、使用貸借権が10件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

No. 1からNo. 8については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 9からNo. 11については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が18,552㎡、畑が1,567㎡、合計面積が20,119㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が

3件あり、面積は田のみで7,008㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

13時20分 閉会